

令和 8 年度

岐阜県立羽島特別支援学校

高等部入学者募集要項



令和 8 年度岐阜県立羽島特別支援学校高等部入学者募集要項

1 募集する学科、学年及び入学定員

部	課 程	学 科	学 年	入 学 定 員
高等部	全日制の 課程	普通科	第 1 学年	おって県教育委員会において決定する

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

（２）次のいずれかに該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ 学校教育法施行規則第 9 5 条各号のいずれかに該当する者

3 出願

（１）入学願書等の提出

ア 出願者は、所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前 6 か月以内に撮影した上半身の写真（縦 4 cm・横 3 cm）を所定の欄に貼付し、その他出願先学校の校長が定める書類を添えて在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7 に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出すること。

調査書は、教育課程の実施状況により、調査書 A 又は調査書 B を選択して使用すること。ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 入学選考上必要と認められる場合は、その他の書類の提出を求めることがある。

（２）出願の期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 6 日（金）まで。受付は、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く）

（３）出願先

岐阜県立羽島特別支援学校

住所 〒501-6224 岐阜県羽島市正木町大浦 230 番地 1

電話 (058)392-8181 FAX (058)392-8185

（４）出願先の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1 回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和8年2月9日（月）の1日とし、受付は午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）当校への出願を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

（1）検査等の期日

令和8年2月12日（木）

（2）検査の会場

岐阜県立羽島特別支援学校

（3）検査等の内容

ア 学力検査等

受検者の障がいの程度等によって、次の3通りとし、事前の教育相談により、決定する。

Ⅰ型 発達検査

Ⅱ型 国語、数学、個別面接

Ⅲ型 国語、数学、個別面接

イ 個別面接

Ⅱ型又はⅢ型で受検する者のみ実施する。

（4）検査の日程

時間	受検型	
	Ⅰ	Ⅱ
9:00～ 9:30	受付	
9:35～ 9:45	諸連絡	
10:00～10:30	発達検査	学力検査 国語
10:40～11:10		学力検査 数学
11:20～11:25		諸連絡
11:30～		個別面接

時間 \ 受検型	Ⅲ
9:00～ 9:30	受付
9:35～ 9:45	諸連絡
10:00～10:50	学力検査 国語
11:00～11:50	学力検査 数学
12:00～12:05	諸連絡
12:10～	個別面接

(5) 出題範囲

Ⅰ型・・・集団参加の状況や物や人とのかかわりに関する内容

Ⅱ型・・・小学校卒業程度の学習内容

Ⅲ型・・・中学校卒業程度の学習内容

(6) 検査当日の持ち物

○受検票 ○上靴

○筆記具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）（Ⅱ型及びⅢ型の受検者）

(7) 留意事項

受検生は、保護者同伴で登下校すること。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づき、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表

令和8年2月19日（木）午前9時に、岐阜県立羽島特別支援学校校内において合格者の受検番号を掲示する（掲載期限は午後4時をめどとする）。また、在学（出身）学校長に可否の結果を通知する。合格発表の後、午前9時20分から入学予定者説明会を実施するので、合格者は受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部に出席しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第1号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えること。

8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日（金）までに、上記の他の検査等

を行うことがある。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

9 入学者選考に係る情報の提供

当校の入学者選考の資料である調査書及び検査の得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行う。

また、学力検査終了後にその問題を掲示する。

(1) 調査書情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち会うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立羽島特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(土曜日、日曜日、祝日及び当校の振替休業日を除く)

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担する。

(2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち会うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立羽島特別支援学校とする。

エ 請求ができる期間は、令和8年2月20日(金)から令和8年3月20日(金)までとする。(土曜日、日曜日、祝日及び当校の振替休業日を除く)

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とする。提供方法は、閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

10 その他

(1) 入学希望者は、事前に保護者とともに教育相談を受けること。

(2) 検査当日、欠席、遅刻するときは、当校入学検査担当者に午前8時30分までに在籍(出身)学校を通じて電話連絡をすること。

(3) 入学検査に関する問い合わせは、在学(出身)学校の校長を通じてすること。

岐阜県立羽島特別支援学校

〒501-6224

岐阜県羽島市正木町大浦 2 3 0 番地 1

T E L (0 5 8) 3 9 2 - 8 1 8 1

F A X (0 5 8) 3 9 2 - 8 1 8 5